

太陽熱温水器と 住宅用太陽光発電システムの設置には 補助があります

太陽熱温水器の設置費補助金の要項が 変わりました

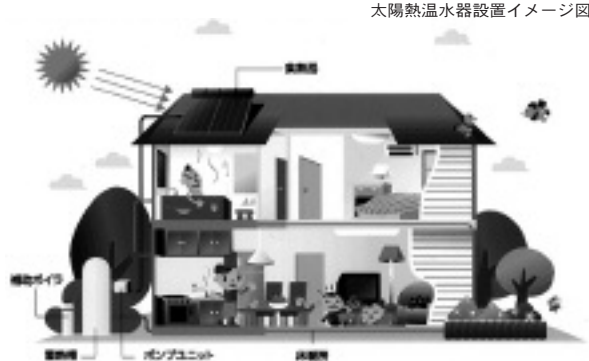
町では、地球温暖化防止の取り組みとして、平成 21 年度から太陽熱温水器を設置する人に、設置費の一部補助をしています。平成 23 年度から以下の点が変更になりました。

- 今回、町の景気対策および町内業者育成のために、町内業者が設置することが条件となりました。

※町内業者とは、益城町内に本社、支社、営業所などを置く事業者のことです。

【補助額】購入および据え付け工事費の 4 分の 1 です。
(上限は 5 万円で、1,000 円未満切り捨てとなります)

【補助金の決定】先着順(4 月 1 日㊟から受け付け開始)。



太陽熱温水器設置イメージ図

平成 23 年度から住宅用太陽光発電システム 設置費の補助を始めます

町では、家庭における地球温暖化対策を推進するため、本年度から住宅用太陽光発電システム設置費の補助を始めます。

【補助対象者】

- 益城町民であること。ただし新築住宅に設置する場合は、完了時に益城町民であること。
- 町内に自己の居住用に建築されている家屋、または建築を予定している家屋に太陽光発電システムを設置する人
- 町税(町民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税)を滞納していない人。
- 国の補助金交付決定を受けており、かつ、申請日以降に太陽光発電システムの設置工事に着手し、翌年 3 月 31 日までに工事を完了する人。

【補助額】

- 太陽電池出力 1 kW 当たり 2 万円で補助金の上限は 10 万円となります(ただし、最大太陽電池出力の小数点以下第 2 位未満の端数は切り捨てます)。

【申請受付期間】

- 4 月 1 日(金)～6 月 30 日(木)

【補助金の決定】

- 補助金は申請受付期間終了後に抽選で決定します。

